

別紙

諮問第575号

答 申

1 審査会の結論

「指導経過記録票」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が子の法定代理人として行った「娘、〇〇と〇〇児童相談所職員とのやりとりが記載された指導経過記録票」の開示請求に対し、東京都知事が平成28年11月16日付けで行った一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

審査請求書において、審査請求人欄に開示請求者の子の氏名が、代理人欄に開示請求者の氏名がそれぞれ記載されていたため、審査会が確認したところ、本件審査請求は、開示請求者が子の法定代理人として行ったものであるとのことであった。そこで審査会は、本件審査請求の審査請求人は、子の法定代理人であることを前提に審議することとしたものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書における審査請求人の主張を要約すると、以下のとおりである。

子と福祉司のやり取りが一切不足しているので開示を請求する。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書及び口頭による説明における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

(1) 対象外とした部分の対象外の理由

請求に係る保有個人情報のうち対象外とした部分については、請求者以外の関係者又は関係機関とのやり取りの記録である。本件の請求内容は、「娘、〇〇と〇〇児童相談所職員とのやりとりが記載された指導経過記録票」であり、請求者以外の関係者又は関係機関とのやり取りの記録は請求内容に当たらないため、対象外としたものである。

(2) 非開示部分の非開示理由

ア 本件非開示情報1について

別表に掲げる本件非開示情報1には、指導経過記録票の対象である審査請求人の子（以下「本児」という。）に関する相談内容の類型が記載されている。

児童相談所では、児童や保護者等の抱える問題の性質や生活環境等について、様々な職種の職員が専門的知見に基づいて分析し、それらの情報を集約して最善の援助方針を検討した上で、相談援助活動を実施している。本件非開示情報1に記載された内容は、単なる事実の記載だけではなく、本児の家庭が抱える問題や本児の言動等を観察・分析して行った実施機関の評価や判断が含まれている。これらを明らかにすると児童相談所の業務運営や相談内容についての評価・判断の過程や基準が明らかとなるおそれがあり、児童相談所の相談援助活動の適正な遂行に支障が生じるおそれがある。

また、児童相談所が児童や保護者に対して相談援助活動を実施するに当たっては、信頼関係を構築しながら進めていくことが必要である。そのため、児童相談所が児童や保護者に説明を行う場合には、その時の児童や保護者の心理状況に配慮しながら、適切と思われる表現を用いているが、仮に本件非開示情報1を本児に開示したとすると、本児が自身の状況に関して動揺し、その結果、児童相談所に対する信頼が損なわれ、今後の継続的な相談援助活動の実施に影響が生じるおそれがある。

さらに、本件非開示情報1を法定代理人に開示したとすると、その受け取り方によっては、法定代理人に誤解等を生じさせるおそれがある。そうすると、児童相談所の職員との信頼関係が損なわれることが予想され、今後の継続的な相談援助活動の実施に影響が生じるおそれがある。

また、このような情報を開示することが前提となると、児童相談所の職員が今後、指導経過記録票を記載するに当たり、児童や保護者の意向等を考慮するあまり、記載内容が消極化、形骸化し、一貫性のある援助等を実施することが困難となるおそれがある。

したがって、本件非開示情報1を開示することは、児童相談所における本児に関する相談援助活動及び今後の同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例16条6号に該当する。

#### イ 本件非開示情報2について

別表に掲げる本件非開示情報2には、本児に対し心理面接を実施した場所を記載しているが、これは、本児を一時保護していた一時保護所の名称と同一である。

また、本児を一時保護していた場所については、法定代理人にはその名称を伝えていない。

本件保有個人情報一部開示決定を行った時点では、本児は一時保護中であり、その間は、一時保護中の児童の安全を確保するため、法定代理人に対し一時保護している場所を伝えていなかった。

このような情報を開示することは、児童相談所における本児に関する相談援助活動の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例16条6号に該当する。

#### ウ 本件非開示情報3及び4について

別表に掲げる本件非開示情報3及び4には、本児について実施した心理面接の際の状況が記載されている。

児童相談所では、児童や保護者等の抱える問題の性質や生活環境等について、様々な職種の職員が専門的知見に基づいて分析し、それらの情報を集約して最善の援助方針を検討した上で、相談援助活動を実施している。上記の非開示部分には、単なる事実の記載だけではなく、本児の家庭が抱える問題や児童の言動等を観察・分析して行った実施機関の評価や判断が含まれている。これらを明らかにすると児童相談所の業務運営や相談内容についての評価・判断の過程や基準が明らかとなるおそれがあり、児童相談所の相談援助活動の適正な遂行に支障が生じるおそれがある。

特に心理面接は、児童と児童相談所職員の信頼関係の下に行われているものであり、その内容を法定代理人に開示した場合、それが児童本人に伝わることによって、児童相談所との信頼関係が損なわれることが強く懸念される。

さらに、このような情報を開示することが前提となると、児童相談所の職員が今後、指導経過記録票を記載するに当たり、児童や保護者の意向等を考慮するあまり、記載内容が消極化、形骸化し、一貫性のある援助等を実施することが困難となるおそれがある。

したがって、上記非開示部分を開示することは、児童相談所における本児に関する相談援助活動及び今後の同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例16条6号に該当する。

また、本件非開示情報4については、本児の言動で、生活状況及び心情の部分について記載されている。このような情報を開示することにより、親権者である法定代理人に対し何らかの心理的影響を与え、今後法定代理人との関係において子の利益に相反するおそれがあるため、条例16条8号に該当する。

#### 4 審査会の判断

##### (1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年 2月16日	諮問
平成29年10月30日	新規概要説明（第178回第二部会）
平成29年11月20日	審議（第179回第二部会）
平成29年12月13日	実施機関から理由説明書收受
平成29年12月18日	実施機関から説明聴取（第180回第二部会）
平成30年 1月29日	審議（第181回第二部会）

平成30年 2月19日	審議（第182回第二部会）
-------------	---------------

## （2）審査会の判断

審査会は、審査請求の対象となった保有個人情報並びに実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### ア 児童相談業務等について

#### （ア）児童相談所について

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）2条3項は、「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。」と規定し、同法12条1項で都道府県が児童相談所を設置する義務を定め、同条2項において児童相談所の主たる業務を定めている。

また、東京都における児童相談所は、東京都児童相談所条例（昭和28年東京都条例第119号）1条に基づき設置され、東京都児童相談所処務規程（昭和32年東京都訓令甲第39号）に基づき、児童及びその保護者に対する相談援助活動を実施している。

#### （イ）一時保護について

法33条1項は、「児童相談所長は、必要があると認めるときは、第26条第1項の措置を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる。」とし、同条2項では、「都道府県知事は、必要があると認めるときは、第27条第1項又は第2項の措置を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童相談所長をして、児童の一時保護を行わせ、又は適当な者に当該一時保護を行うことを委託させることができる。」と定めている。

(ウ) 指導経過記録票について

児童福祉法施行細則（昭和41年東京都規則第169号）12条2項は、「法第27条第1項第2号の規定により指導を行う者は、指導している児童またはその保護者について、常にその指導経過を記録しておかなければならない。」と規定している。指導経過記録票は、当該規定に基づき、児童又はその保護者に関して作成する記録であり、当該事案への関与が長期化する場合や担当職員に変更があった場合にも、当該指導経過記録票を通じて一貫性のある援助等を実現するため、児童相談所が対象児童に関する相談を受けた時からの記録を記載するものである。

イ 本件対象保有個人情報及び本件非開示情報について

本件審査請求に係る開示請求は、「娘、〇〇と〇〇児童相談所職員とのやり取りが記載された指導経過記録票」の開示を求めるもの（以下「本件開示請求」という。）であり、未成年者である本児に代わって、親である審査請求人が、法定代理人として行ったものである。実施機関は、本件開示請求に対し、指導経過記録票（受付番号〇〇）のうち、本児と児童相談所とのやり取りの記録が記載された部分（以下「本件対象保有個人情報」という。）を、対象保有個人情報として特定し、別表に掲げる本件非開示情報1から3までが条例16条6号に、本件非開示情報4が同条6号及び8号に該当するとして、当該各部分を非開示とする一部開示決定を行った。

なお、実施機関は、本件対象保有個人情報が記載された文書の写しを交付するに当たり、本件開示請求の対象外と判断した部分（以下「本件対象外部分」という。）について、白く塗った上で「対象外」と表示している。

ウ 審査会の審議事項

審査会が審査請求人に本件審査請求の趣旨について確認したところ、審査請求人は、本件対象外部分を開示すること及び本件対象保有個人情報の非開示部分を開示することを求めるとのことであった。

よって、審査会は、対象保有個人情報の特定の妥当性及び本件非開示情報1から4までの非開示妥当性について判断する。

エ 条例の定めについて

条例16条6号は、「都の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、…当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。

条例16条8号は、「未成年者又は成年被後見人の法定代理人による開示請求がなされた場合における次に掲げる情報」として、「イ 開示することが当該未成年者又は成年被後見人の利益に反すると認められる情報」「ロ 未成年者又は成年被後見人の法定代理人が二人以上いる場合であって、法定代理人の一人による開示請求がなされたときにおいて、開示することが他の法定代理人の利益に反すると認められる情報」を非開示情報として規定している。

オ 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

審査会が見分したところ、本件対象外部分には、本児と児童相談所とのやり取りの記録は記載されていないことが確認できた。

したがって、実施機関が行った対象保有個人情報の特定は、本件開示請求の趣旨を踏まえて行われていると認められ、本件開示請求に対し実施機関が行った本件対象保有個人情報の特定は、妥当である。

カ 本件非開示情報1から4までの非開示妥当性について

(ア) 本件非開示情報1について

審査会が見分したところ、本件非開示情報1には、本児に関する相談内容の類型が記載されている。

このことについて、実施機関は次のとおり説明する。

児童相談所は、児童や保護者等の抱える問題の性質や生活環境等について、専門的知見に基づいて分析し、最善の援助方針を検討した上で相談援助活動を実施しており、本件非開示情報1に記載された内容には、実施機関が本児の家庭が抱える問題や本児の言動等を観察・分析して行った評価や判断が含まれている。そして、児童相談所が児童や保護者に対して相談援助活動を実施するに当たっては、児童や保護者の心理状況に配慮しながら、適切と思われる表現を用いて説明

を行っている。

このことを踏まえると、本件非開示情報1が開示され、本児の知るところとなると、本児が自身の状況に関して動揺し、その結果、児童相談所に対する信頼が損なわれ、今後の継続的な相談援助活動の遂行に支障が生じるおそれがあるとする実施機関の説明には、相当の合理性が認められる。

したがって、本件非開示情報1は条例16条6号に該当し、非開示が妥当である。

(イ) 本件非開示情報2について

審査会が見分したところ、本件非開示情報2には、本児を一時保護していた一時保護所の名称が記載されている。

実施機関によると、本児を一時保護していた一時保護所の名称は、一時保護中の本児の安全を確保するため、保護者である審査請求人に対し伝えていなかったとのことである。

このことを踏まえると、本件非開示情報2を開示することにより、審査請求人に一時保護所が判明することとなり、本児の安全が脅かされ、児童相談所における本児に関する相談援助活動の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする実施機関の説明には、相当の合理性が認められる。

したがって、本件非開示情報2は条例16条6号に該当し、非開示が妥当である。

(ウ) 本件非開示情報3及び4について

審査会が見分したところ、本件非開示情報3及び4には、本児について実施した心理面接の際の状況が記載されている。

実施機関によると、児童に対する心理面接は、保護者を含む第三者に面接内容を明らかにしないことを前提として、児童と児童相談所職員の信頼関係の下に実施しているとのことである。

このことを踏まえると、本件非開示情報3及び4を審査請求人に開示することにより、本児と児童相談所との信頼関係が損なわれ、今後の継続的な相談援助活動の遂行に支障が生じるおそれがあるとする実施機関の説明には、相当の合理性



が認められる。

したがって、本件非開示情報 3 及び 4 は条例16条 6 号に該当し、本件非開示情報 4 について同条 8 号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、寺田 麻佑、野口 貴公美、森 亮二

別表 本件開示請求に対する決定及び本件非開示情報

非開示部分		非開示条項	本件 非開示 情報
平成○年○月○日午前○時	「相談主訴」欄	条例16条6号	1
	「要旨」欄の一部	条例16条6号	2
	「詳細」欄の一部	条例16条6号及び8号	4
平成○年○月○日午後○時	「相談主訴」欄	条例16条6号	1
	「要旨」欄の一部	条例16条6号	2
	「詳細」欄の一部	条例16条6号	3
平成○年○月○日午後○時○分	「相談主訴」欄	条例16条6号	1
	「要旨」欄の一部	条例16条6号	2
	「詳細」欄の一部	条例16条6号及び8号	4